

生活衛生同業組合活動推進月間実施要綱

1. 趣 旨

生活衛生同業組合（以下「生衛組合」という。）は、「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」（以下「生衛法」という。）に基づき生活衛生関係営業（以下「生衛業」という。）の業種ごとに設立された同業者の組織であり、生衛業の衛生水準の維持・向上、経営の健全化、業界の振興等を図ることによって、利用者・消費者に安全・安心なサービスを提供するために組合員への指導等の役割を担って活動している。

生衛組合を中心とする生衛業者等のネットワークは、衛生行政の効率的・効果的な推進と相まって公衆衛生の維持・向上を図る上で重要な社会的基盤となっている。特に、感染症対策の強化、社会経済活動の継続と国民生活の安全・安心確保のためには、生衛業及び生衛組合による衛生行政への協力と連携を強化する活動が不可欠となっている。

一方、生衛法の制定・施行後60年余が経過する中で、生衛組合の設立趣旨に対する組合員や生衛業関係者の意識の希薄化、組合員の減少等によって組合の組織基盤の脆弱化が進んでいることも否めない状況にある。

このため、「生活衛生同業組合活動推進月間」（以下「推進月間」という。）を定め、生衛組合の活動意義や地域で果たしている役割を再確認するとともに、関係機関や関係団体と連携して生衛業の新規事業者等の組合加入を促進し、組合活動の基盤強化を図るとともに生衛組合のネットワークを活用し、推進月間の周知・広報や組合活動の活性化を推進する取り組みを重点的に展開するものとする。

2. 期 間

推進月間の期間は、毎年11月1日から11月30日までの1か月間とする。

3. 主 催

（一社）全国生活衛生同業組合中央会、全国生活衛生同業組合連合会、
都道府県生活衛生同業組合

4. 共 催

（公財）全国生活衛生営業指導センター、（公財）都道府県生活衛生営業指導センター、
都道府県生活衛生同業組合連絡協議会 等

5. 後 援

厚生労働省、(株)日本政策金融公庫

6. 重点活動項目

- ① 衛生基準の遵守に向けた生衛業者による自主点検活動等の衛生活動の推進
- ② 生衛組合に関する広報・啓発活動の推進
- ③ 生衛組合を中心としたネットワークの拡充
- ④ 若手・後継者等の人材育成及び若手による組合活動の活性化
- ⑤ 事業者、消費者及び行政等の関係機関による連携・対話の推進

令和5年度 生活衛生同業組合活動推進月間実施要領

(一社) 全国生活衛生同業組合中央会、全国生活衛生同業組合連合会、及び都道府県生活衛生同業組合(以下「生衛組合」という。)は、生活衛生同業組合活動推進月間実施要綱(以下「要綱」という。)に基づき、令和5年1~11月の生活衛生同業組合活動推進月間(以下「推進月間」という。)の期間を中心として、関係行政機関等の協力を得て、(公財)全国生活衛生営業指導センター(以下「全国センター」という。)、(公財)都道府県生活衛生営業指導センター(以下「都道府県センター」という。)、都道府県生活衛生同業組合連絡協議会等(以下「連絡協議会等」という。)とともに、生活衛生関係営業(以下「生衛業」という。)の新規営業者等に対する組合加入の促進、並びに生衛組合に関する広報・啓発及び組合活動の活性化を図る取組みを重点的に展開するものとする。

また、3年余りに及んだ新型コロナウイルス感染症の感染拡大による様々な国民生活や経済活動への制約や影響(コロナ禍)によって定着した「新たな生活様式」に伴う地域住民の生活行動の変化は、これに対応する生衛業経営の「あり方」や「サービス内容」にも大きな影響を与え、事業者は感染症予防の基本対策を実践しつつ生衛業の復興を目指してデジタル化の推進等を前提とした新たな取り組みを展開していくことが求められており、推進月間の活動が生衛組合にとって「新たな展開への契機」の一つとなるよう推進月間を実施する必要がある。

さらに、生衛組合の設立趣旨、組合活動に対する組合員や生衛関係者の意識の希薄化等を改善するため、「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」(昭和32年法律第164号)の趣旨及び生衛組合の成立立ち役割、組合加入の優位性等についての認識をより深め、組合員獲得等の取組みを強化するとともに、生衛組合の5年先、10年先の中長期的な生衛業の振興を見据えた施策を展開するものとする。

特に、令和5年度は推進月間の創設から10年目の節目の年であることに鑑み、①生衛組合役職員の推進月間にに対する意識改革による活動の活性化、②地域における生衛業及び生衛組合の認知度向上、③生衛組合と地域社会や行政との連携強化を図る事業の一層の促進を図るものとする。

1. 都道府県の推進月間活動事業

生衛組合は、都道府県毎に要綱の重点活動項目を踏まえ、都道府県センターが実施する衛生水準の確保・向上事業と連携し一体となって推進月間を中心とした行動計画を策定し、その行動計画に基づいて連絡協議会、都道府県センター及び行政機関等の協力のもと、次に掲げる各種事業を重点的に実施する。

① 「生活衛生同業組合活動推進会議」の開催(主催 生衛組合)

生衛組合は生活衛生同業組合活動推進会議(以下「推進会議」という。)を開催し、都道府県センター、行政機関(都道府県、政令市、特別区、保健所)、消費者団体等の地域の関係団体、並びに(株)日本政策金融公庫等の参画を得て、推進月間の活動に関する行動計画を策定するとともに、この計画に基づく組合活動の意義や役割に関する意識啓発、組合活動の活性化、組合加入の促進及び関係機関の連携強化を図るものとする。

なお、推進会議は、「推進月間」共催者である都道府県センターが開催する「衛生水準の確保・向上推進会議」と共同で開催する。

② 広報・啓発事業

生衛組合は、組合の意義や役割、活動等に関する社会的な認識を高めるとともに、生衛組合の活動の活性化やネットワークの拡充を図るため、生衛組合の活動や関連制度に関する事項のほか、地域における組合の貢献状況や組合加入のメリット、また、健康増進法に基づく受動喫煙防止対策、食品衛生法による HACCP（ハサップ）に沿った新たな食品衛生管理対策等、広く周知・徹底すべき情報を各生衛組合の広報紙やホームページ、SNS 等を活用して組合員等に対する広報・啓発の事業を実施する。

さらに、各生衛組合の広報活動のほか、全国センターが運営する「せいえい NAVI」による情報発信等を活用して、生衛組合のみならず地域の事業者及び消費者等に対する広報・啓発事業を実施する。

③ 衛生管理等に関するセミナーの開催

生衛組合は、組合の活動を通じた衛生水準の確保・向上の取組みを推進するため、行政機関と連携して生衛組合未加入者にも呼びかけ、衛生管理に関する自主点検や衛生確保の知識・技術の向上に関する内容のほか、衛生設備整備等のために必要な（株）日本政策金融公庫の生活衛生融資の活用等に関する内容のセミナーを開催する。

特に、令和5年度においては、健康増進法で示されている受動喫煙防止対策、食品衛生法による HACCP（ハサップ）に沿う新たな食品衛生管理対策及び生衛業の地域包括ケアシステムへの参画に向けた内容も重点事項として取り上げる。

なお、セミナーは、推進月間共催者である都道府県センターとの共同開催についても積極的に検討する。

④ 若手・後継者等の人材育成事業

生衛組合は、組合の将来を担う若手リーダーや後継者等の人材を育成するため、若手組合員等を対象者として、生衛組合の組織基盤の強化や制度等の沿革、組合活動の活性化に資する先進事例・注目事例等に関する研修会・セミナーを開催する。

特に、令和5年度においては、若手組合員をはじめ組合役職員に対して、後継者・人材育成に関する意識の改革を図ることを重点に実施する。

なお、開催にあたっては、推進月間共催者である都道府県センターとの共同開催による支援を要請するほか、全国センター及び都道府県センターが業種横断的に開催する「生衛組合活性化塾」への組合員の積極的な参加を図る。

⑤ 都道府県知事等に対する組合活動の支援要請

生衛業は、地域密着産業として、地域住民の日常生活を支えるだけではなく、地元雇用対策においても大きな役割を果たしているが、生衛組合は、生衛業者の活動を指導支援し、衛生水準の維持・向上を図り、利用者に安全・安心なサービスを提供する上での重要な社会的機能を有している。

これらを踏まえ、令和5年度において生衛組合は、生衛組合連絡協議会等と連携し、都道府県知事、議会、その他関係機関に対して、生衛業のコロナ禍からの復興、地域に

おける生衛業及び生衛組合による社会貢献活動に対しての支援を要請する。とりわけ超高齢社会における生衛業の地域包括ケアシステムへの参画等について意見交換を行い、市区町村との連携強化を図る事業について助成・支援、指導等を得られるよう要請する。

また、生衛業及び生衛組合に対する指導等を行う都道府県センターにおいては、経営指導員等が少數であるため機能が十分に発揮できない状況にあることから、経営指導員等の増員及び人件費アップを実現するため、生衛組合と都道府県センターが一丸となって、都道府県知事等に対する要請活動を実施する。

2. 中央における推進月間活動事業

(一社) 全国生活衛生同業組合中央会（以下「全国中央会」という。）は、全国生活衛生同業組合連合会（以下「全国連合会」という。）とともに、推進月間の活動促進の機運を全国的に高めていくこととし、全国センター等の協力を得て、次の事業等を実施する。

① 広報・啓発事業

全国中央会及び全国連合会は、生衛組合の意義や役割、活動等に関する社会的な認識を高めるため、10月下旬に実施する生活衛生功労者表彰式典を活用して推進月間の活動スローガンの宣言を行い、推進月間のスタートをアピールするほか、各全国連合会が実施する生衛全国大会等においては関係者による生衛組合の意義と役割について再確認する機会を設けるなど、地域における生衛組合の認知度を向上する取組みを行う。

また、事業者に対する各種支援策の実施、生衛組合の活動の活性化及びネットワークの拡充を図るため、全国センター、都道府県センターと連携して生衛組合や推進月間にに関する周知用のポスター及びチラシ等を作成・配布するほか、全国連合会の広報紙等への推進月間PR記事の掲載やSNS等を利用した広報・啓発事業を実施する。

② 中央研修会、セミナー等の実施

全国中央会及び全国連合会は、生衛組合の将来を担う若手組合員及び後継者並びに組合事務局職員等の人材を育成するとともに、業種横断的な連携を進化させるため、これらの人材等を対象として、生衛組合の活動の意義、制度や沿革、先進事例や注目事例等に関するセミナー及び研修会(会合)等を開催する。

さらに、令和5年度は特に組合役職員に対して、組合の組織基盤の強化と組合活動の活性化に向けた意識改革を図ることに重点を置いて実施する。その際、推進月間の共催者である全国センターが実施するセミナー及び研修等との共同開催についても考慮する。